

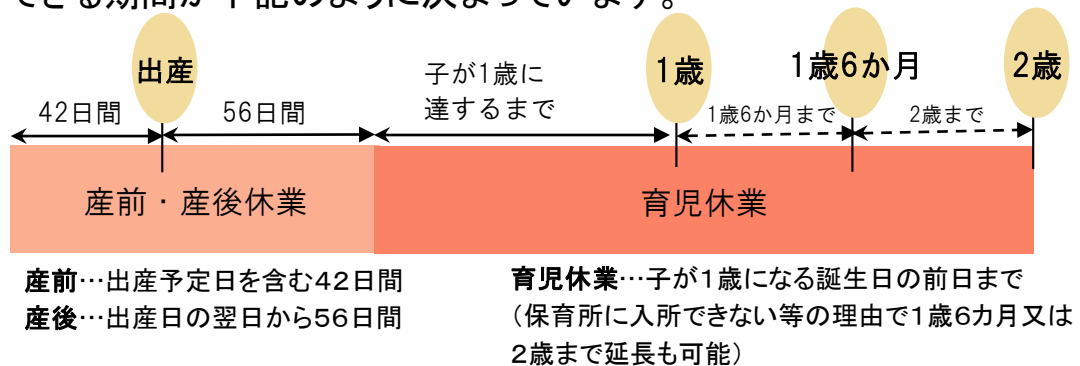
令和 2年 10月 1日

一定の要件を満たしていれば、
出産や育児のためのお休み(産前・産後休業、育児休業)を取得できます

Q1 . どんなお休みがありますか？

A1. 2種類の休業制度があります。

産休とは『産前休業・産後休業』、育休とは『育児休業』のことで、
取得できる期間が下記のように決まっています。



Q2 . パートや派遣・契約職員もお休みをとれますか？

A2. 雇用契約期間内であれば誰でも産前・産後休業※1がとれます。

さらに『育児休業申し出』の時点で下記条件に合えば、
育児休業も取得可能です。

- 今の職場で1年以上働いている
- 子が1歳6か月(2歳までの育児休業については2歳)に達する日までに雇用契約が満了することが明らかでない

※1 産前休業を必要としない人は、出産前日まで働くことも可能です。

**パート職員・派遣職員・契約職員の方でも
産休・育休は取得可能です！**

〈参考情報〉 男性の育休について

育休は、**“男性(父親)も”**子が1歳になる前日まで取得可能です。
両親ともに育児休業を取る時は、子が1歳2ヶ月になるまでお休みできます。
(取得できる日数は1年まで)